

東部健康福祉センターだより

～誰もが心身ともに健やかに暮らせる地域のために～

<第11号(平成22年2月2日(火)発行)>

静岡県東部健康福祉センター(東部保健所)発行

〒410-8543 沼津市高島本町1番地の3

(電話) 055-920-2075 (FAX) 055-920-2191

(ホームページアドレス)

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-730/index.htm>

今号では、子どもの健やかな成長に重要な『里親制度』と環境保全のために推進している『廃棄物の不法投棄撲滅対策』について紹介します。

里親になりませんか？

私たちの身近には、様々な事情で家庭を離れて生活をしなければならない子どもたちが数多くいます。子どもたちは、健やかに育つために、あなたの家庭を求めています。

《いろいろな「里親」があります》

◇養育里親 事情があって家庭で育てられない子どもを一定期間、家庭で育ててくださる方(事前研修が必要です。)

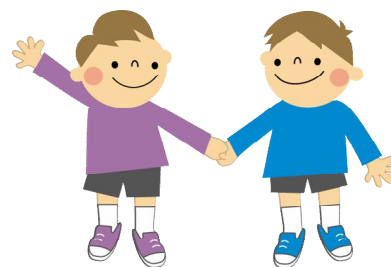
◇養子里親 親が養育できない子どもを養子として育ててくださる方

◇専門里親 里親としての経験と専門知識を生かし、虐待などで心身ともに傷ついた子どもを家庭で育ててくださる方(一定の要件と専門里親養成研修が必要です。)

《里親になるには・・・》

① 相談・申請

児童相談所に相談し、申請します。



② 審査

児童相談所の調査に基づき、県が、児童福祉審議会の意見を聴いて認定の審査をします。

③ 認定・登録

認定された方を里親として登録します。



お問い合わせ：東部児童相談所

電話：055-920-2085



インフルエンザ「かからない、うつさない」の基本は、

「手洗い」・「うがい」・「咳エチケット」!

～県民みんなで不法投棄を監視しよう～

不法投棄。させない・されない・許さない！

◎**廃棄物の不法投棄は…**

私たちの健康や安全を脅かし、美しい自然環境を台無しにする**犯罪**です。

◎**不法投棄物を片付けるためには…**

適正に片付けた場合の何倍もの費用や労力がかかります。

◎**不法投棄をすると…**

5年以下の懲役または1千万円以下の罰金を科される場合があります。



不法投棄現場

発見
したら

すぐ通報！**不法投棄110番**

054-221-3810

通報
したら

有力情報には報奨金

10,000 円

静岡県不法投棄撲滅対策本部 不法投棄110番(静岡市葵区追手町9番6号 静岡県県民部廃棄物リサイクル室)

(1) 対象となる廃棄物

県内に不法投棄され、又は不法投棄されようとしている廃棄物で、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるものが対象となります。

このため、例えば空き缶、空きびん等の軽微なものは対象としません。

(2) 対象となる情報

不法投棄者の特定に結びつく情報を対象とします。

なお、産業廃棄物以外の一般廃棄物に関する情報は各市町が求めています。

(3) 情報提供者

どなたでも。静岡県内に在住の有無を問いません。

お問い合わせ：東部健康福祉センター 廃棄物課
電 話：055-920-2106